

2 建 第 3 4 1 号
令和2年5月13日

公益社団法人福島県宅地建物取引業協会会長
公益社団法人全日本不動産協会福島県本部長 様
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会福島県支部長
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会いわき支部長

福島県建築指導課長
(公印省略)

令和元年台風第19号に伴う災害に係る福島県借上げ住宅の再契約手続き
について(通知)

本県の借上げ住宅制度の運営に御協力いただき厚く感謝申し上げます。

本県借上げ住宅につきましては、供与期間が2年間となっており、要件を満たす場合は、再契約することとなります。

つきましては、契約の終期が令和2年10月及び11月となる貸主又は貸主代理に対し、令和2年5月29日付で別紙写しのとおり再契約依頼の送付を予定しており、今後、契約終期の概ね5か月前を目安に順次送付しますので、お知らせします。

記

1 再契約期間
1年間

2 再契約書の提出期限

契約終期	再契約依頼 送付予定日	貸主等から市町村への 再契約書提出期限
令和2年10月、11月	令和2年5月29日	令和2年7月31日
令和2年12月、 令和3年1月	令和2年7月30日	令和2年9月30日
令和3年2月、3月	令和2年9月30日	令和2年11月30日
令和3年4月、5月	令和2年11月27日	令和3年1月29日

3 提出書類

- (1) 契約書(再契約書)4部
- (2) 定期賃貸借契約説明書1部
- (3) 請求書1部(仲介業者をご利用の場合)
- (4) 重要事項説明書1部(仲介業者をご利用の場合)

4 再契約書等の提出先

入居者が被災当時居住していた市町村

5 その他

- (1) 再契約手続きを行う際は、不適正利用（「なりすまし入居」、別人入居、非実態居住等）防止のため、入居者の本人確認をお願いいたします。
- (2) ご質問が多く寄せられると思われる事項につきましては、別紙同封の Q&A に記載しておりますので参考にしてください。
- (3) 再契約書等の様式は県ホームページにも掲載しています。

URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025b/taifu19-minkankariage.html>

(事務担当 主事 菅家 電話 024-521-8449)